

4年度市民協働事業

地域課題の解決や市民サービスの向上など、真に豊かで魅力と活力あふれる地域社会を実現するために、市民協働事業を実施しています。同事業は市民の皆さんの自由な発想を生かし、市民活動団体と行政が協力・補完し合って取り組むものです。

提案事業の実現に向け、提案団体と担当課で協議を重ね、8月4日に同事業の審査会を開催し、10月20日に審査会の結果をもとに選考会を開催しました。今年度は下表の1事業を採択しました。

☎市民活動推進課 ☎70・5640

区分番号	事業名	提案団体	担当課
1	バラ香る綾瀬のまちづくり	NPO法人ふるさと環境市民	みどり公園課

バラ香る綾瀬のまちづくり
市の花「ばら」を市民の皆さんにより親しんでもらうため、4年度の市民提案型協働事業として、NPO法人ふるさと環境市民と共に「バラ香る綾瀬のまちづくり」事業を実施します。内容は「バラの写真コンテスト」「バラを描く 絵手紙教室」「バラの育て方・楽しみ方」を予定しています。

「バラの写真コンテスト」は4月15日から作品募集を開始します。「バラを描く 絵手紙教室」は7月ごろ、「バラの育て方・楽しみ方」は10月ごろの実施を予定しています。詳細は市HPに掲載予定です。ぜひ、ご参加ください。

☎みどり公園課 ☎70・5627

NPO法人ふるさと環境市民 ☎090・8004・4166

バラの写真コンテスト 作品募集

バラの花、庭、公園、街角などバラのある風景(市内に限る)を撮影しご応募ください。募集した作品は7月1日から市役所1階市民ホールにて展示します。審査により選出された優秀作品10点の撮影者には、バラの苗木などの賞品を用意しています。詳細は市HPをご覧ください。
時7月1日(金)～17日(日) **場**市役所1階市民ホール
対市内在住・在勤・在学の方 **申**4月15日～5月31日に必着で〒252-1192市役所みどり公園課へ郵送、☎wm.705627@city.ayase.kanagawa.jpか直接



サントリーグループとのペットボトル再利用協定がスタートします

4月1日から、新たなリサイクルの取り組みである「ボトルtoボトルリサイクル事業」により、回収されたペットボトルの全てをサントリーグループに引き渡すこととなります。これまでは、ペットボトルからペットボトルへのリサイクルは全体の1～2割程度でしたが、この事業により、汚れて再生できないものを除き、ほぼ全てをペットボトルとして再生利用するようになります。

ペットボトルの出し方がこれまでと変わることはありませんが、少しでも多くのペットボトルが、引き続きペットボトルとして再生利用できるように、皆さんのご協力をお願いします。

これをきっかけに、家庭のごみを見直してみましょう。燃えるごみの中に、資源として再生可能なプラスチックや紙がまざっていませんか。きちんと分別して、持続可能な社会を一緒に目指しましょう。

☎リサイクルプラザ ☎70・5667

～ペットボトルがきれいに生まれ変わるために～

ふたとラベルは取りましょう

圧縮できなくなったり、異物混入でリサイクルできなくなるので、必ず取りましょう

中は洗って水切りを

飲み物が残っていると、中で乾燥して、張り付いたり臭いがついてしまいます。中をゆすぎ、ゆすいだ後の水もしっかり水切りしましょう

専用かごに出しましょう

収集所のオレンジ色のかごに、袋に入れずに出しましょう



養育費確保に向けた支援を実施します

ひとり親家庭の自立に向けた支援を目的として、ひとり親総合相談員を設置し、養育費確保に向けた相談を受け付けます。経済的支援として「公正証書等作成に係る経費助成」と「養育費保証契約締結時の初回保証料助成」を実施します。

☎こども未来課 ☎70・5664

【ひとり親総合相談員】

離婚を考えている方や離婚をしたが養育費の取り決めをしていない方に、養育費確保に向けた相談を受け付けます。

相談時間：火～金曜日9時15分～12時15分・13時～17時(土・日曜日、祝日は除く)

【公正証書等作成に係る経費助成】

助成金額：養育費に係る公正証書等の作成経費の総額(上限3万円)

☎市内在住で、養育費についての公正証書等を作成した方

※所得制限有：児童扶養手当の受給者か同等の所得水準の方

【養育費保証契約締結時の初回保証料助成】

助成金額：養育費保証契約締結時の初回保証料の総額(上限5万円)

☎市内在住で、養育費保証契約を締結した方

※所得制限有：児童扶養手当の受給者か同等の所得水準の方



離婚家庭の方に3年度子育て世帯臨時特別支援事業(支援給付金)を支給します

2月28日までの離婚などにより、子どもを養育しているが子育て世帯への臨時特別給付金を受け取っていない方へ支給を行うため、支給対象者を拡充します。

☎①3年9月分の児童手当の受給者ではなかったが、離婚などにより4年3月分の児童手当の受給者となった方②3年9月30日において高校生などを養育していなかったが、4年2月28日時点で高校生などを養育している方

③その他これらに準ずる方

※児童手当の受給者変更を既に行っている場合、申請書のみの提出です。②の高校生などの養育者の場合は、4年2月28日までに離婚などをしたことが分かる書類が必要です

※詳細は市HPをご覧ください

☎4月30日までにこども未来課 ☎70・5664

☎同課



● **支給額** 対象児童1人につき10万円

※養育者からすでに給付金の一部を受け取っている、児童のために費消されている場合はその額を差し引いた額

● **申請方法** 支給申請が必要です。該当する方には申請書を渡すので、同課まで問い合わせてください

● **支給日** 申請書の審査終了後速やかに支給します